

181
私達は、昭和三十年一月二日前種高岳で、若山五朗氏が墜死された事件に深い関心を持つものであります。私達は、出来てしまつたことについて、とやかくいたくはありませんが、今後の不詳事が防止されるためには、過去の出来事をウヤムヤにせず、正しく解決しておくことが必要と考えます。従つて、以下私達の見解を申し上げます。るとともに、貴意を得べくこの書面を差上げる次第であります。

私達は、この事件の発生は、いわゆる不可抗力といふべきものではなく、予め防止可能な事件であつたと考えます。即ち、貴社は、新製品のザイルを製造されるに際し、まずザイルというものがどのよ
うな事情のもとで使用されるかという点を考慮され、次にこの新製
品のザイルがそれぞれについてどれ位の強さを持つかという点のテ
ストをなさるべきであつたと考えます。これは生命にかかわる品物
を取扱う者に課せられた既知の義務即ち「生命にかかわる品物を取
扱う者には危険防止のため〇万金の注意義務が課せられている」と

いう点からしても当然であり、又欠点のあるザイルが販売されてしまつてからでは、発見の機会が得にくいということや経済的な実験能力という点からしても当然のことと考えます。又もしそれがなされていたらとすれば、事件発生後貴社の実験によつて発見された、当該ザイルはザイルとして使用出来ないものであるという結論が、事件発生前に発見されていたことは明らかであり、従つて当該ザイルが、ザイルとして販売されることもなく、今回の事件もおきなかつたと考えられるのであります。

従つて今回の事件については、貴社にその点の責任があり、今後かかる不詳事が予防されるためには、貴社がその点を明らかにされるところにも、その結果当然なさるべき措置に出ていると必要があると考えます。

そのためには、第一に、例えば「今回の事件については責任を感じている。今後ザイルの製造販売にあつては、かかることのないように充分注意する」と社会に発表されるべきであり、第二に大きな

損害を蒙つた遺族に対し常識的な措置に出らるべきと考えます。
私達は今回の事件について以上のようによろしく考えますがその点について
貴意を得たいと存じます。御返答が今後の影響上拙いと考えました
場合はその点を客観的に明らかにすべく左記により刑事責任として
貴社を追求したい所存であります。
なお時効の関係から御返答は来る十二月二十五日までに当方に到着
するようお願いいたします。

記

告発状の概要

「昭和三十年一月二日前穂高岳で若山五朗は、登山中生命綱である
登山綱が切断して死亡したが、ザイル切断の原因は、使用したザ
イルが東京製綱株式会社から登山綱として販売されたものであつ

たにもかかわらず登山綱としての性能な◇、事件発生後製造を停止すべき品物であつたためである。
これは業務上過失致死罪に該当するので、当該ザイルを製造した東京製綱株式会社の社長を同罪で告発する。」

啓具

昭和三十一年十二月 日

三重県山岳連盟

東京製綱株式会社 御中